平成２７年（フ）第１１２号
福岡県福津市光陽台１丁目16番地の11、前住所広島市南区段原２丁目14番８号
破産者　徳　千代子
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２号
熊本県玉名市岩崎1301番地　ドリーム・アーク101号
破産者　北岡　広信
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第６２号
福島市町庭坂字新町14番地の１　アピオンＢ202
破産者　鈴木　正寿
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１４８１号
横浜市西区中央２丁目22番15号
破産者　冨田　康子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６４８号
横浜市旭区左近山16番地の１　左近山団地１街区28棟204号
破産者　松本　邦広
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５８号
横浜市都筑区大棚町379番地１、開始決定時の住所横浜市都筑区南山田１丁目３番７－503号
破産者　小迫　浩之
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０号
横浜市神奈川区富家町１番地13　スカイハイツトーカイ1306号室
破産者　井上　明子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７２号
滋賀県犬上郡甲良町大字下之郷1211番地１102号
破産者　馬場友梨奈
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２２号
広島県廿日市市宮園５丁目11番地９
破産者　濱本　初子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６号
熊本県八代市豊原下町3592番地４　302
破産者　犬童　知之
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２４号
熊本県山鹿市杉672番地１　フラットコート山鹿Ａ201、前住所熊本県玉名郡長洲町大字高浜1129番地５
破産者　境　智幸
1　決定年月日　平成27年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
山形県酒田市富士見町１丁目13番地の16、前住所山形県酒田市若浜町23番28号
破産者　佐藤　文子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１３２号
福島県岩瀬郡鏡石町池ノ原146番地
破産者　芳賀　智子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
さいたま市大宮区宮町３丁目11番地２　ディアコート八番館1001、破産手続開始決定時の住所さいたま市北区日進町１丁目710番地１レーベンハイム大宮グランファースト609号
破産者　差形　慶子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９０号
埼玉県川口市芝中田２丁目35番20号　芝ハイツＢ－Ｄ
破産者　畑　敏明
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
埼玉県川口市芝下３丁目１番42号　第三愛三荘101号
破産者　山崎　初男
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
千葉県大網白里市南横川3086番地11
破産者　飯高　明廣
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８０号
千葉県大網白里市南横川3086番地11
破産者　飯高　**葉**子
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
千葉県大網白里市南横川3086番地11
破産者　飯高　大輔
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係